

# 熊本県下の事業者及び労働者の皆様へ

～全国安全週間にあたっての熊本労働局長からの緊急メッセージ～

日頃より労働災害の防止にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

また、令和4年7月1日から同月7日までの第95回全国安全週間にあたっては、それぞれの事業場で全国安全週間実施要綱に基づき積極的に安全活動を推進していただいていることと思います。

しかしながら、皆様のご努力にもかかわらず、熊本県下における休業4日以上労働災害は、[別添の「熊本県内の労働災害発生状況」](#)のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、令和2年、令和3年と2年連続で100人以上増加しており、令和3年の2,182人は、過去20年間で最も多い被災者数でした。

加えて、令和4年に入ってから災害の急増に歯止めが掛かっておらず、5月末現在の速報値で、前年同月比92人の増加となっており、もしもこのままのペースで災害が増加し続けると、統計が残る過去最多の2,248人（平成11年）を大きく超える2,300人超えが必至の状況となっております。

これはまさに非常事態と呼ぶべき状況であり、これを改善するため、全国安全週間の期間中はもとより、令和4年末まで以下の取組を継続的に実施し、これ以上の死傷者を発生させない、より一層の災害防止活動を実践していただくようお願いいたします。

## <取組事項>

1. 毎月15日を「一斉安全点検の日」と定める等により、作業開始前等に全員で、それぞれの身の回りの設備の点検や作業マニュアルに基づく作業が確実に実施できているかの確認を行うこと。

なお、点検・確認にあたっては、過去のヒヤリハット事例や労働災害の発生状況等に応じて会社で予め作成したチェックリストにより各自実施すること。

2. 毎月1日を「安全パトロールの日」と定める等により、事業場のトップ及び職長以上の職員で安全パトロールを実施すること。

なお、既に安全衛生委員会等で毎月1回以上安全パトロールを実施している事業場においては、その日に併せて事業場トップ及び職長以上の職員を招聘して実施することも可とする。

3. 新型コロナウイルス感染症による労働災害を防止するため、厚生労働省が推進している、[別添の「～取組の5つのポイント～」](#)に基づく各種対策を実践すること。

4. 転倒災害の防止のため、厚生労働省が推進している[別添の「STOP！転倒災害プロジェクト」](#)に基づく各種対策を実践すること。

5. 高齢労働者の災害を防止するため、厚生労働省が推進している[別添の「エイジフレンドリーガイドライン」](#)に基づく各種対策を実践すること。

なお、対策の推進にあたっては、[別添の「エイジフレンドリー補助金」](#)の活用を検討すること。

令和4年7月1日

熊本労働局長 新田 峰雄